

浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び浜田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市規則第 5 号

浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び浜田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成17年浜田市規則第39号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号中「、条例第9条第2項の規定による請求にあっては3歳に、同条第3項の規定による請求にあっては」を削る。

第23条第1項の表第15号中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴う当該子の世話をを行うこと又は当該子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする」に改める。

(浜田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 浜田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年浜田市規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表第2無給の項中第26号を削り、同項中第23号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、同項第22号中「看護休暇」を「看護等休暇」に、「看護(負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病的予防を図るために必要なものとして市長が定める当該子の世話をを行うことをいう。)」を「看護等」に改め、同号を同項第23号とし、同項中第21号を第22号とし、第20号を第21号とし、同表有給の項中第19号を第20号とし、第16号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、同項第15号中「であって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの」を削り、「第18号及び第19号」を「第19号及び第20号」に改め、同号を同項第16号とし、同項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同表有給(会計年度任用職員(以下この表において「職員」という。)のうち、日額又は時間額により報酬が定められたものにあっては、無給)の項第5号中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行うことをいう。」を「若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴う当該子の世話をを行うこと又は当該子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。第23号において同じ。」に改め、同項第12号の次に次の1号を加える。

<p>(13) 私傷病休暇</p> <p>職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき（前号、次号、第15号、第25号及び第26号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>ア 常時勤務会計年度任用職員 10日</p> <p>イ 月額により報酬が定められた短時間勤務会計年度任用職員 次に掲げる日数</p> <p>（ア）週5日以上又は月20日以上的勤務日が定められている者 10日</p> <p>（イ）週4日又は月16日以上20日未満の勤務日が定められている者 7日</p> <p>（ウ）週3日又は月12日以上16日未満の勤務日が定められている者 5日</p> <p>（エ）週2日又は月8日以上12日未満の勤務日が定められている者 3日</p> <p>（オ）週1日又は月4日以上8日未満の勤務日が定められている者 1日</p> <p>ウ 日額又は時間額により報酬が定められた短時間勤務会計年度任用職員 次に掲げる日数</p> <p>（ア）週5日以上若しくは年217日以上の勤務日が定められている者又は勤務日の日数にかかわらず1週間の勤務時間が30時間以上となる者 10日</p> <p>（イ）週4日又は年169日以上216日以下の勤務日が定められている者 7日</p> <p>（ウ）週3日又は年121日以上</p>
---	---

	168日以下の勤務日が定め られている者 5日
(エ)	週2日又は年73日以上 120日以下の勤務日が定め られている者 3日
(オ)	週1日又は年48日以上 72日以下の勤務日が定め られている者 1日

別表第2備考中「第15号、第18号、第19号及び第26号」を「第13号、第16号、第19号及び第20号」に、「第22号、第23号及び第25号」を「第23号、第24号及び第26号」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。